



2019年3月5日

各 位

会 社 名 株式会社メディアフラッグ
代 表 者 代表取締役社長 福井 康夫
(コード番号：6067 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役副社長 寒河江 清人
(TEL 03-5464-8321)

(変更)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は2019年3月4日開催の取締役会において、先だって2019年2月20日に発表いたしました定款一部変更について、内容を一部変更することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社では、当社の資本政策について、2019年2月20日開催の取締役会における定時株主総会への付議議案の決議時点におきましては、長期的視点に立って増資の実施を検討することとし、その第一段階として、まず発行可能株式総数枠を拡大することについて決議いたしました。

一方で、当社では、2019年2月14日付で公表した「2018年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて説明しておりますとおり、前期(2018年12月期)に経営資源を投下しているMRソリューション事業について、現在、2014年5月から開始して以降約4年にわたるインドにおけるコンサルティング経験を生かし、インドでの現地パートナーとの提携による小型マルチリテール事業運営(以下「MRソリューション事業のインドにおける新サービス」といいます。)の展開を検討しております。

その状況下で、当社は、長期的視点に立った増資の実施を含めた資本政策に関する検討をさらに深く行っていく中で、現在検討中であるMRソリューション事業のインドにおける新サービスの展開に伴って、今後更なる投資が想定されるなかで、当該想定に沿ったとしても今後の必要な資金に対して、当初検討した発行可能株式総数は過大であり、資本政策は従来の発行可能株式総数の枠内で対応可能なため、あえて上限を変更する必要はないとの結論に達しました。

そのため、以下の通り、定時株主総会への付議議案のうち、定款の変更議案について、一部変更を行うことといたしました。

2. 変更の内容(変更箇所につきましては、二重下線で表示しております。)

先日発表させていただきました定款の変更内容のうち、第6条(発行可能株式総数)の変更を削除するものです。

【変更後】

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

当社は、創業以来店頭販促に関する各種ソリューションの提供を行ってまいりました。現在、店舗・店頭ではインターネット通販の台頭などにより、リアル店舗自体の成長に限界が見える中、インターネットと共存するための店舗のショールーミング化など、店舗・店頭に新たな対応が求められております。そのような中、当社がこれまで蓄積してきた店舗 DB をもとに、サイネージ、ラウンダー、推奨販売、覆面調査等、有効な店頭販促を打ち出し、店舗・店頭の新たな価値を創出し、価値を高めていきたいと考えております。今後、より店頭販促ソリューションの『広さ』と IT を活用したデータ分析の『深さ』、両面を追及していき、売場に「インパクト」を与え続けていく企業であり続けるという意志を込めて新しい名称を設定致しました。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章総則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社メディアフラッグと称し、英文ではMediaflag Inc. と表示する。 第 2 条～第46条<条文省略> <新設>	第 1 章総則 (商号) 第 1 条 当社は、インパクトホールディングス株式会社と称し、英文ではImpact HD Inc. と表示する。 第 2 条～第46条<現行どおり> 付則 1 第 1 条 (商号) の変更は、2019年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本付則は、第 1 条の変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。

【変更前】

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 当社は、創業以来店頭販促に関する各種ソリューションの提供を行ってまいりました。現在、店舗・店頭ではインターネット通販の台頭などにより、リアル店舗自体の成長に限界が見える中、インターネットと共存するための店舗のショールーミング化など、店舗・店頭に新たな対応が求められております。そのような中、当社がこれまで蓄積してきた店舗 DB をもとに、サイネージ、ラウンダー、推奨販売、覆面調査等、有効な店頭販促を打ち出し、店舗・店頭の新たな価値を創出し、価値を高めていきたいと考えております。今後、より店頭販促ソリューションの『広さ』と IT を活用したデータ分析の『深さ』、両面を追及していき、売場に「インパクト」を与え続けていく企業であり続けるという意志を込めて新しい名称を設定致しました。

② 今後の戦略的な資本政策等に備え、発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社メディアフラッグと称し、英文ではMediaflag Inc. と表示する。</p> <p>第2条～第5条<条文省略></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 200万株とする。</p> <p>第7条～第46条<条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、インパクトホールディングス株式会社と称し、英文ではImpact HD Inc. と表示する。</p> <p>第2条～第5条<現行どおり></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2, 000万株とする。</p> <p>第7条～第46条<現行どおり></p> <p>付則 1 第1条(商号)の変更は、2019年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本付則は、第1条の変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</p>

以上